神奈川県介護員養成研修事業指定要綱及び指定基準の一部改正について

1 改正の概要

- (1) 押印を求める手続きを見直し、指定要綱及び指定基準で示している様式等を改正する。
- (2) その他修正等を要する箇所について、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 指定要綱

- ア 押印を不要とする様式
 - ·第1号様式(事業者指定申請書)
 - ·第3号様式(研修指定申請書)
 - ・第6号様式(年間実施計画書・事業休止届)
 - ·第7号様式(開講届)
 - ・第8号様式((事業者・研修) 指定事項変更届)
 - ·第9号様式(休講届)
 - ·第10号様式(実績報告書)
 - ・第10号様式の2(実績報告書(補講者追加報告用))
 - · 第 12 号様式 (再開届)
 - ・第13号様式((一部・全部)廃止届)

(2) 指定基準

- ア 押印を不要とする様式
 - 別添様式1(誓約書)
 - ・別添様式15(通信添削指導実施確認書)
 - ・別添様式19(講師出講確認書)
 - ・別添様式20 (実習免除願)
 - ・別添様式22(補講修了確認書)
 - •参考様式1(研修日誌)
 - ・参考様式2 (実習記録)
 - ·参考様式4 (受講者出席簿)
- イ 押印又は署名を求める様式 (現行様式からの変更なし)
 - ・別添様式11(見学・実習受入承諾書)
 - ·別添様式 21 (介護業務従事証明書)

(3) 押印を不要とするその他の添付書類

・定款、寄付行為又はその他規約の写し

3 施行年月日

決裁の日とし、令和3年7月15日適用とする。